

札幌市監査委員 藤江正祥
同 窪田もとむ
同 宮村素子
同 涌井国夫

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 定期監査 (事務監査) | 2 定期監査 (工事監査) |
| 会計室 | 水道局 給水部 |
| まちづくり政策局 都市計画部 | 病院局 経営管理部 |
| 市民文化局 地域振興部 | 中央区 土木部 |
| 消防局 総務部他 | 西区 土木部 |
| 消防署 (中央、豊平、清田、南、西) | 手稲区 土木部 |
| 中央区 土木部 | |
| 北区 土木部 | |
| 手稲区 土木部 | |
| 議会事務局 | |
| 下水道河川局 総務部 | |
| 下水道施設部 | |
| 病院局 経営管理部他 | |

定 期 監 查

(事務監査)

平成 28 年度定期監査（事務）報告書

監査の範囲

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の方法

前記事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

また、特に一般会計における「補助金等交付事務」、企業会計における「未収金整理事務」を取り上げ、重点的な監査を行った。

監査の期間

平成28年4月6日から同年6月28日まで

監査の結果

おおむね良好と認められ、重点項目については指摘及び意見はないが、次のとおり一部の部局において注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第 1 指摘事項

1 収入事務

(1) 庁舎の目的外使用許可に係る加算料を適正に算定すべきもの

【下水道河川局総務部】

下水道河川局庁舎のうち、その一部については目的外使用許可を行うことで他団体へ利用させており、これに伴い水道料等の実費相当分を加算料として各他団体から徴収している。この加算料の算定について、実際の水道料金に基づかずに計算した額を徴収するなど、積算の誤りが見受けられた。今後は正しく算定した金額により徴収されたい。

(2) 道路占用料に関する事務を適正に行うべきもの

【中央区土木部、北区土木部】

道路占用料に関する事務において、以下のような事務処理がみられた。

【中央区土木部、北区土木部】

ア 道路占用料の算定に関する事例

工事用施設等に係る道路占用料の算定において、占用料の算定基礎となる占用面積の算出誤りにより、占用料を少なく徴収しているもの

【北区土木部】

イ 道路占用料の減免に関する事例

道路占用許可に係る占用料減免の手続きにおいて、道路占用許可申請を行う者は、占用理由が札幌市道路占用料条例の特定減免条項（第5条第6号）に該当する理由で減免を受けようとする場合、同条例施行規則に基づき、道路占用料減免申請書を提出することとされているが、この減免申請書の提出を受けないまま減免手続きを行っているもの

今後は、道路占用料に関する事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

2 支出事務

(1) 指名見積合せに係る事務を適正に行うべきもの

【病院局】

指名見積合せに係る事務処理において、以下のような不適切な事例が散見された。札幌市病院局契約規程及び札幌市病院物品・役務契約等事務取扱要領の定めに従い、適正に事務を執行されたい。

ア 指名通知書による通知を行っていないもの

イ 指名から見積年月日（見積日時）までの日数が不足しているもの

(2) 予定価格の算出を正しく行うべきもの

【病院局】

積算価格を参考として予定価格を決定しているが、消費税計算の誤りにより、予定価格が積算価格を大きく上回っている事例がみられた。

本件については、落札金額が積算価格を下回っていたため影響はないものの、予定価格については、適正な価格での契約ができるよう設定する必要があることから、事務の改善に努められたい。

(3) 物品の購入手続きを適正に行うべきもの

【下水道河川局下水道施設部】

物品購入に際しては、事前に物品請求書(支出負担行為伺書)により所定の決裁を経たうえで購入手続(見積書徴取、発注行為)を行うべきところ、これらの手続きを経ることなく購入し、実際に納品された日の数日後に、支出負担行為に係る一連又は見積書徴取以降の事務を行っている事例がみられた。

こうした事務処理は、関係規程に反するものであると同時に、予算執行の適正な統制管理を行う観点からも不適切であることから、今後は、支出負担行為の認識を深めるとともに、規程類にのっとって適正な事務を執行されたい。

(4) 財政局長通知に基づく直接購入等物品の指定範囲を順守すべきもの

【下水道河川局下水道施設部】

水処理センターにおいて直接購入等の契約が行える物品として、「平成27年度の直接購入等物品の指定と事務処理上の留意点(通知)」により以下のものが指定されていたが、その指定以外のものを契約していた事例がみられた。

通知の指定範囲を順守し、適正な事務を執行されたい。

ア 物品購入の範囲……プラント機械の破損・消耗部品

イ 物品の修繕の範囲……プラント機械の破損部品

※ 以上は平成19年3月に財政局と建設局の申し合わせにより指定されている。

(5) 業務委託に係る契約事務手続きを適切な時期に行うべきもの

【病院局】

日常の病院内運営に不可欠な業務には、労働集約型委託業務が多数あり、それらは、その契約期間に関わらず円滑に履行される必要がある。受託者は、そのために必要な労働者を確保し、労働者に教育をしなければならないが、債務負担行為を設定しているにも関わらず、入札の実施や契約の締結から業務の開始日までに、それらの準備として十分な期間がないものがみられた。

必要な労働者やその教育機会の確保は、業務の円滑な履行や入札の公平性等に影響を及ぼすと考えられることから、契約事務手続きのスケジュールを繰り上げ、適切な時期に契約締結を行われたい。

(6) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの

【中央区土木部】

河川維持作業業務に除雪作業の単価が設定されていることから、駐輪場の

除雪作業を類似業務と判断し、河川維持作業業務で行わせているものがみられた。

河川維持作業業務は、札幌市が管理する河川の維持管理を目的としていることから、今後は、適正な契約事務の執行に努められたい。

(7) 入札執行に係る事務を適正に行うべきもの

【北区土木部】

役務契約に係る指名競争入札の執行において、落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定すべきところ、入札者全員で再度入札を行っているものがみられた。

今後は、関係法令を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な入札執行に努められたい。

(8) 入札に係る事務を適正に行うべきもの

【病院局】

「市立札幌病院建物総合管理業務（履行期間：平成26年4月1日から平成30年3月31日まで）」については、一般競争入札によって契約の相手方を決定しており、契約保証金の納付を求めている。

この契約保証金について、入札告示及び入札説明書では「契約金額の100分の10に相当する額以上」と定めていたものを、落札者決定後に「年間契約額の100分の10」に変更していた。

落札後に入札条件を変更することは、競争入札に付した趣旨に反し、公平な競争を阻害することとなるので、適正に事務を執行されたい。

(9) 業務委託契約を適正に行うべきもの

【病院局】

「市立札幌病院吸収式冷凍機保守点検業務」については、契約締結伺いで決裁されたものとは異なった支払条件（分割払いの回数）の契約書を作成のうえ、契約を取り交わしていた。

今後は適正な契約事務の執行を徹底されたい。

(10) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【中央区土木部】

産業廃棄物の収集運搬・処分に関する委託をするときは、許可を受けた処理業者を相手方として書面による契約を結ぶこととされているが、これを行っていないもの、または、書面による契約書は取り交わしているものの、産

業廃棄物管理票が保管されていないものがみられた。

今後は、関係法令等に留意するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(11) 工事請負契約を適正に行うべきもの

【病院局】

病院の建物や設備等に対して一部改修を行うなど、建設業法上の建設工事に該当する工事の請負契約について、契約約款が物品修繕に用いるものとなっている事例が散見された。

工事請負契約の締結に際しては、書面に記載すべき事項が、建設業法によって定められていることから、該当するものについては、それらの事項が含まれる「札幌市病院局建設工事請負契約約款」を用いるなど「札幌市病院局工事等契約関係事務処理要領」にのっとり、契約事務を執行されたい。

(12) 資金前渡に関する事務を適正に行うべきもの

【市民文化局地域振興部】

一時限りの経費に係る資金前渡を受けた職員は、その用件終了後、7日以内に資金前渡精算書を作成し、関係書類を添えて精算を行うこととされているが、この精算処理が少なくとも1か月以上遅延しているものがみられた。

資金前渡は支出の特例であり、前渡資金の取扱いは特に厳格に行う必要があることから、今後は、関係規程等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(13) 特殊勤務手当等の支給に関する事務を適正に行うべきもの

【消防局総務部】

消防吏員に支給される特殊勤務手当等について、誤支給が多数判明している状況である。併せて、追給または戻入の手続きについて、手当の支給後数か月が経過してから誤支給であることが判明し、手続きを行っているものも多く見受けられる。

現在の支給プロセスでは、手当の基礎データ入力を行っている局内各部署におけるチェック体制が不十分なために多数の誤支給が発生していると考えられることから、早期に局全体としてのチェック体制の強化を図り、事務改善に取り組まれたい。

(14) 市内旅費に関する事務を適正に行うべきもの

【中央区土木部、北区土木部】

【中央区土木部】

ア 工事の監督や道路の巡回管理などの市内出張日と休暇取得日が重なっているにもかかわらず、誤って旅費を請求し、これにより日当を支払った結果、過支給となっているものが多数みられた。

今後は、市内旅費に関する一連の事務処理を適切に執行するとともに、チェック体制の強化に努められたい。

【北区土木部】

イ 工事の監督や道路の巡回管理などの業務に従事した際に支給される市内旅費に関する事務において、以下の事例がみられた。

ア) 支給対象とならない用務に対して日当を支給しているもの

イ) 市内出張日と休暇取得日が重なっているにもかかわらず、誤って旅費を請求し、これにより日当を支払った結果、過支給となっているもの

今後は、市内旅費に関する一連の事務処理を適切に執行するとともに、チェック体制の強化に努められたい。

(15) 市内出張の命令及び事後確認を適正に行うべきもの

【下水道河川局総務部】

市内旅費の支給について、職員が外勤時に使用した公用車の運転日報上の外勤時間と、当該職員の出張命令書に記載された外勤時間とが整合していない例が多数見受けられた。その中には、複数の職員が同じ公用車で外勤をしているのに各人の外勤時間が一致しない事例や、外勤時間が市内旅費の支給要件を満たしていないにも関わらず、誤って旅費が支給されている事例がみられた。

実際の外勤時間に基づき、適正な支給を行うよう徹底されたい。

3 財産管理事務

(1) 備品出納簿及び使用簿を適正に作成すべきもの

【下水道河川局総務部】

河川管理課において、備品出納簿は作成されていたものの、備品使用簿の作成がされていなかった。また、下水道計画課においても、備品出納簿への記載誤りが散見されたため、これらについて適正に作成・記載を行うように努められたい。

(2) 営業車チケット簿冊の保管を適正に行うべきもの

【病院局】

看護部においては、課長職の職員が保管者として、営業車チケット簿冊を保管しているが、その状況は以下のとおりであった。

看護師が深夜に出退勤する必要上、多数の金券を恒常的に保管している状況であることから、適正な管理に努められたい。

ア 部内使用分の簿冊を受け入れるにあたり、確認欄への部内保管者の押印がなく、受け入れの事実が確認されていない。

イ 使用のために簿冊を払い出すにあたり、確認欄への部内保管者の押印がなく、払い出しの事実が確認されていない。

ウ 帳簿上に記録された簿冊の残数の正確性について、部内保管者による確認が年間を通じてなされていない。

第2 基本的順守事項

今回の監査において、指摘事項とはしていないものの、今後の事務執行に際して、留意すべき事項は、次のとおりである。

1 旅費の精算に関する事務について

【市民文化局地域振興部】

概算旅費の精算による過払金を返納するために発行した戻入通知書の納期限（納入告知日の翌日から10日以内）が誤っているものがみられた。

2 備品の出納管理に関する事務について

【市民文化局地域振興部、消防局予防部、消防局中央消防署、中央区土木部、北区土木部】

(1) 備品の出納管理に関する事務において、以下の事例がみられた。

【市民文化局地域振興部】

ア 備品出納簿において、各備品の受入年月日、金額が記載されていないもの

【市民文化局地域振興部】

イ 購入した備品について、備品出納簿及び同使用簿に記載されていないもの

【市民文化局地域振興部】

ウ 備品出納簿には記載されているが、同使用簿に記載されていないもの

【市民文化局地域振興部、中央区土木部】

エ 備品を廃棄する際は、不用物品処分伺書により所定の決裁を受けることとされているが、この不用決定手続きを行っていないもの

【消防局予防部、消防局中央消防署】

(2) 備品出納簿の記載において、以下の事例がみられた。

ア 購入した備品について記載されていないもの

イ 受入金額欄に税抜きの購入価格が記載されているもの

【北区土木部】

(3) 備品使用簿の記載において、以下の事例がみられた。

ア 購入した備品について記載されていないもの

イ 人事異動に伴う備品の引継ぎが行われていないもの

ウ 備品の保管年月日欄に記載がないもの、または使用印欄に押印がないもの

3 借受物品の出納管理に関する事務について

【中央区土木部、北区土木部】

借受物品について、備品出納簿及び同使用簿に記載されていないものがみられた。

[_____部分は北区土木部のみ]

4 営業車チケットの使用に関する事務について

【まちづくり政策局都市計画部、消防局警防部、中央区土木部、北区土木部、手稲区土木部】

営業車チケットの使用に関する事務において、以下の事例がみられた。

【中央区土木部、北区土木部】

(1) 営業車チケット使用票の用務欄が単に「深夜帰宅」としか記載されておらず、具体性を欠いているもの

【まちづくり政策局都市計画部、消防局警防部、北区土木部、手稲区土木部】

(2) チケット使用簿と請求書を照合したときは、使用簿に貼付してある使用票に請求照合した旨の何らかの符号を付すことになっているが、これがなされていないもの

5 S A P I C A等の使用に関する事務について

【市民文化局地域振興部、消防局予防部、
消防局清田消防署、消防局南消防署】

S A P I C A等の使用に関する事務において、以下の事例がみられた。

【消防局予防部、消防局清田消防署、消防局南消防署】

- (1) S A P I C Aを使用する際、またはチャージする際に、使用簿の所定の箇所に押印がないもの

【市民文化局地域振興部】

- (2) K i t a c a使用簿の月締め処理後、課長までの報告を行っていないもの